

意見書案第4号

原発事故避難者の住宅支援延長について緊急な対応を求める意見書

上記の意見書案を次のとおり提出します。

平成28年12月22日

提出者	つくば市議会議員	宇野信子
賛成者	つくば市議会議員	滝口隆一
	〃	金子和雄

## 原発事故避難者の住宅支援延長について緊急な対応を求める意見書

東京電力福島第一原発の事故は、発生から約6年になりますが、事故収束の見通しも立っておらず、政府の原子力緊急事態宣言はいまだに解除されていません。

しかし、政府の原子力災害対策本部は、2015年6月「福島復興加速化指針」のもとに、帰還困難区域を除き、いまだ空間線量が高く国際基準では居住不可能とされている避難指示区域を遅くとも2017年3月までに解除し、精神的賠償を2018年3月打ち切りという方針を打ち出しました。原発事故被害者にとっては、大きな打撃になっています。

また、福島県および内閣府は、避難指示区域外からの避難者への無償住宅提供を2017年3月に打ち切ると発表しました。その後、福島県が公表した「避難者に対する帰還・生活再建に向けた総合的な支援策」も、区域外からの避難者に対する民間賃貸住宅への家賃支援の対象を狭め、低い補助率でわずか2年間で終えようとするものです。

この間、多くの自主避難者と言われる区域外避難者は、放射性物質による汚染から遠ざかるために、大変な環境変化や経済的負担に耐え見知らぬ土地で生活をし、今も避難の継続を希望しています。自主避難者は避難指示区域指定の解除により、本来は強制避難者であるべき方々が自主避難者にされるため、増え続けることとなります。自らは何の過失もないのに、原発事故のために故郷から逃れてきた避難者の支援を打ち切るのは、人権無視の行為ではないでしょうか。

避難者の生活の最も重要な基盤となる住宅への支援策は、長期にわたる放射性物質による汚染という原子力災害に対処するため、災害救助法ではなく、原発事故子ども・被災者支援法に基づく抜本的な対策や新たな法制度が必要です。

よってつくば市議会は、政府と福島県と茨城県に対して、以下の緊急対応を強く求めます。

- 1 原発事故による自主避難者のそれぞれの事情を斟酌して、適切で十分な支援策を講ずるとともに、平成29年3月末までの退去を弾力的に扱うこと。
- 2 国家公務員住宅に現在居住中の自主避難者の居住継続を保障すること。
- 3 国の責任を定めた「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく、抜本的・継続的な支援制度を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成28年12月22日

つくば市議会

(提出先)

内閣総理大臣

福島県知事

茨城県知事